

平成 27 年 5 月臨時会

議 案 説 明 資 料

福 祉 保 健 部

# 平成27年5月臨時会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算以外】

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	鳥取県障がい者プランの策定について	障がい福祉課	1
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	西部総合事務所福祉保健局	4

区 分	鳥取県障がい者プランの策定について											
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 障害者基本法第11条第2項の規定により鳥取県障害者プランを策定したので、同条第8項の規定に基づき本会議に報告する。</p> <p>2 概要 障害福祉サービスのみならず、医療、情報アクセス・コミュニケーション支援、教育、スポーツ・文化芸術活動、権利擁護・虐待防止、防災・防犯対策、住宅、バリアフリー、雇用・就業など幅広い分野における、障がい者の地域生活を支えるための総合的な取組を計画的に進めるためのもの。</p> <p>(1) 鳥取県障害者計画の名称 鳥取県障がい者プラン ～共に生きる社会の構築を目指して～</p> <p>(2) 基本理念等 基本理念を「共に生きる社会の構築」とし、具体の基本目標を「地域で安心して暮らす」、「地域で学び、働き、社会参加を促進する」及び「共に暮らす社会の実現」とする。</p> <p>(3) 計画期間 9年間（平成27年度から平成35年度まで）</p> <p>(4) 各分野別施策の基本的方向</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分野</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①生活支援</td> <td>                     ○相談支援体制の充実 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実 ○サービスの質の向上等 ○人材の育成・確保 ○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成                       （例：計画相談支援の推進、GH・短期入所等の整備促進、ペアレントメンターの活用等による家族支援の充実、従事者養成研修の実施、困難ケース対応のためのスーパーバイザー導入等）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②保健・医療</td> <td>                     ○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療                       （例：医療ケアが必要な重度障がい児者への在宅支援、障がい者歯科診療の推進、精神障がい者への適切な医療提供、難病患者への支援（医療・福祉・相談）等）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③安心・安全</td> <td>                     ○防災対策等の推進 ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済                       （例：避難所のバリアフリー化、緊急情報のバリアフリー化（あんしんトリピーメール利便性向上等）、GHへのスプリンクラー設置、「メール110番」の周知、消費者教育・啓発の推進等）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④情報アクセ</td> <td>○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ○情</td> </tr> </tbody> </table>		分野	取組内容	①生活支援	○相談支援体制の充実 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実 ○サービスの質の向上等 ○人材の育成・確保 ○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成  （例：計画相談支援の推進、GH・短期入所等の整備促進、ペアレントメンターの活用等による家族支援の充実、従事者養成研修の実施、困難ケース対応のためのスーパーバイザー導入等）	②保健・医療	○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療  （例：医療ケアが必要な重度障がい児者への在宅支援、障がい者歯科診療の推進、精神障がい者への適切な医療提供、難病患者への支援（医療・福祉・相談）等）	③安心・安全	○防災対策等の推進 ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済  （例：避難所のバリアフリー化、緊急情報のバリアフリー化（あんしんトリピーメール利便性向上等）、GHへのスプリンクラー設置、「メール110番」の周知、消費者教育・啓発の推進等）	④情報アクセ	○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ○情
分野	取組内容											
①生活支援	○相談支援体制の充実 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実 ○サービスの質の向上等 ○人材の育成・確保 ○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成  （例：計画相談支援の推進、GH・短期入所等の整備促進、ペアレントメンターの活用等による家族支援の充実、従事者養成研修の実施、困難ケース対応のためのスーパーバイザー導入等）											
②保健・医療	○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療  （例：医療ケアが必要な重度障がい児者への在宅支援、障がい者歯科診療の推進、精神障がい者への適切な医療提供、難病患者への支援（医療・福祉・相談）等）											
③安心・安全	○防災対策等の推進 ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済  （例：避難所のバリアフリー化、緊急情報のバリアフリー化（あんしんトリピーメール利便性向上等）、GHへのスプリンクラー設置、「メール110番」の周知、消費者教育・啓発の推進等）											
④情報アクセ	○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ○情											

ス・コミュニケーション支援	<p>報提供の充実等 ○意思疎通支援の充実 ○行政情報の配慮 ○手話言語条例に基づく施策の展開</p> <p>(例：ICT講習会の実施、手話通訳者等の養成・派遣、盲ろう者の実態調査、行政文書の音声化・イベント時の手話通訳等の配置、手話の普及促進、手話パフォーマンス甲子園を通じた情報発信 等)</p>
⑤生活環境	<p>○住宅の確保 ○公共交通機関のバリアフリー化の推進 ○公共的施設等のバリアフリー化の推進 ○福祉のまちづくりの推進</p> <p>(例：GH整備促進、民間建築物バリアフリー補助制度の充実、ハートフル駐車場の設置促進 等)</p>
⑥雇用・就業等	<p>○障がい者雇用の促進 ○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 ○総合的な就労支援 ○障がい特性に応じた就労支援 ○就労の底上げ ○年金・手当 等</p> <p>(例：好事例集作成等による企業啓発、障がい者職場定着推進センター設置によるジョブコーチ支援の提供、障がい者就労施設等からの優先調達の推進、工賃水準向上への各種取組、障害年金等の周知 等)</p>
⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ	<p>○教育 ○文化・芸術活動の推進 ○スポーツ等の推進</p> <p>(例：特別支援教育の更なる推進、「あいサポート・アートとっとり展」等の開催、障がい者アート常設展示拠点の支援を通じた活動の場の提供、東京パラリンピックを見据えた障がい者スポーツ振興（選手育成・キャンプ地誘致等） 等)</p>
⑧差別の解消及び権利擁護の推進	<p>○障がいを理由とする差別解消の推進 ○権利擁護の推進 ○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進 等</p> <p>(例：職員対応要領の作成等「差別解消法」施行に向けた取組の推進、虐待防止のための施設職員等への指導・啓発等の実施 等)</p>
⑨あいサポート運動の推進等	<p>○あいサポート運動の推進 ○障がい及び障がい者理解の促進 ○ボランティア活動等の推進</p> <p>(例：あいサポート運動の周知・広報、より実践的なあいサポート運動の実施・普及、「心の輪を広げる体験作文」募集等による理解促進 等)</p>

(5) 障がい福祉計画に係る成果目標等

平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を定めた。

【成果目標】

- 施設入所者の福祉施設から地域生活への移行促進（例：地域移行者数147人以上へ）
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行（例：在院1年以上の長期在院者数を減らし912人以下へ）
- 地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性・地域の体制づくり等の機能をもつ拠点）の整備（各市町村に1以上設置）
- 福祉施設から一般就労への移行促進（例：福祉施設から一般就労への移行者数138人以上へ）

(6) その他

ア 本プランの位置付け等

(ア) 障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」及び障害者総合支援法第89条に基づく「都道府県障害福祉計画」を包含するもの。

(イ) 本プランの期間は、9年間とし、障害福祉計画に該当する部分（障害福祉サービス等の目標・見込量）は3年に一度見直すこととする。

イ 策定の考え方

国の障害者基本計画（平成25年9月）及び基本指針（平成26年5月）、県内の障がい者の現状及び今後の見通し、並びに国内外の障がい者を取り巻く環境等の変化等を踏まえながら策定。

ウ 策定にあたっての取組

障がい当事者及び家族等からの意見をプランに反映させるため、以下の取組等を行った。

- ・障がい者施策に係る県の附属機関である鳥取県障害者施策推進協議会や鳥取県地域自立支援協議会で本プランの内容を検討。
- ・未来づくり推進本部プロジェクトチーム「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」において、障がい当事者等から意見・要望を聴取り。
- ・「平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」の実施。
- ・「パブリックコメント（県民説明会含む）」の実施。

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品 保守	複合機	2台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	月あたり賃借料 12,000円 及び使用1枚当たり 黒 0.98円	平成27年2月24日 ～平成28年4月30日	鳥取県西部総合事 務所福祉保健局